

# 理事・監事報酬等規程

公益財団法人 武田科学振興財団

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号および定款第37条(第1項および第2項)の規定に基づき、公益財団法人武田科学振興財団の理事および監事の報酬等の支給の基準について定め、当財団の適正な運営を図ることを目的とする。

(報酬の種類および通勤手当)

第2条 理事および監事の報酬は、常勤理事にあつては本給、特別手当(夏季手当および期末手当のことをいう。以下同じ)および退任慰労金とし、非常勤理事および監事については、謝金および退任慰労金を支給することができる。

- 2 前項に定める報酬のほか、常勤理事には、通勤手当を当財団の職員の通勤手当の支給基準に準じて6ヶ月ごとに支給することができる。

(報酬の支給額)

第3条 本給、特別手当および謝金の支給額は、別表のとおりとする。

(報酬の支給方法)

第4条 理事および監事の報酬は、その金額を通貨で、直接理事および監事に支払うものとする。ただし、法令に基づき理事および監事の報酬から控除すべき金額がある場合には、その理事および監事に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 理事および監事が、報酬の全額または一部につき自己の預金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第5条 常勤理事の本給は、その月の月額的全額を毎月25日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、順次前日に繰り上げるものとする。

- 2 特別手当は、夏季手当につき毎年9月に、期末手当につき毎年3月にそれぞれ支給する。
- 3 非常勤理事および監事に対しては、理事会出席等、必要の都度、支払うものとする。
- 4 退任慰労金は、退任時に支給する。

(交通費等)

第6条 非常勤理事および監事に対しては、その職務を行うために要する費用(交通費、

宿泊費等)の支払いをすることができる。常勤理事に対しては、当財団の職員の出張旅費の支給基準に準じて支給することができる。(別表)

(退任慰労金)

- 第7条 退任慰労金の額は、常勤理事となった日から起算して、その在職期間1年につき、本給月額に1.0を乗じて得た金額とする。1年に満たない端数が生じたときは、端数月に12分の1を乗じた年数とする(1月に満たない端数が生じたときは、これを1月と計算するものとする。)
- 2 特別に功労のあった常勤理事については、退任慰労金評価表に基づき、前項の退任慰労金の額に30%を上限として加算を行なうことができる。  
なお、退任慰労金の加算額については評議員会で決定するものとする。
  - 3 常勤理事が定款第36条第1項の規定に該当し、解任されたときは、当該常勤理事には退任慰労金を支給しない。
  - 4 非常勤理事および監事には、退任慰労金を別に定めるとおり、支給することができる。

(再任等の取り扱い)

- 第8条 常勤理事が任期満了の日またはその翌日において再び同一の役職の常勤理事に任命されたときは、その者の退任慰労金の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日またはその翌日において役職を異にする常勤理事に任命されたときも同様とする。

(日割計算)

- 第9条 新たに常勤理事になった者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤理事が退職し、または解任された場合には、その日までの報酬を支給する。
  - 3 常勤理事が死亡により退職した場合には、その月までの報酬を支給する。
  - 4 第1項または第2項の規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

- 第10条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

## 附 則

この規程は、公益財団法人武田科学振興財団の設立登記のあった日から施行する。

※改定年月日 2012年1月1日

改定 2017年3月24日

実施 2017年4月1日

別 表 理事・監事の本給・特別手当・謝金・交通費・宿泊費等

	常 勤 理 事	非常勤理事・監事
本 給	理 事 長 807,000 円／月 常務理事 757,000 円／月	—
特別手当 (夏季および期末)	本給の1ヶ月分	—
謝 金 (必要の都度)	—	50,000 円を限度 (所得税を含んだ額)
交通費・宿泊費等	* (出張時)	実 費

- (1) 常務理事に対して、就任後6ヶ月間は特別手当を支給しない。  
ただし、当財団の職員として6ヶ月以上経過後、常務理事に就任した場合はこの限りではない。
- (2) \* 当財団の職員の出張旅費の支給基準に準じる。
- (3) 武田薬品工業株式会社の関係者に対しては支給しない。